



健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八年 五月 二十八日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
みやなが薬局	鳥取市宮長一三―七	令和八年五月一日
アイン薬局湖山店	鳥取市湖山町北二丁目五五七	〃
はまさか薬局	鳥取市江津四〇八―八美丘ビル	〃
常田調剤薬局	鳥取市西町三丁目一〇―二	〃
アイン薬局鳥取扇町店	鳥取市扇町一二三―二	〃
たむら調剤薬局	鳥取市湯所町二丁目一八一	〃
アイン薬局鳥取北店	鳥取市晩稻四三七―四	〃
みなみ薬局	鳥取市富安一―七六	〃

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
徳吉薬局よしなり	鳥取市吉成南町一丁目二七番九号	令和八年五月二日
サンライフ薬局	米子市東福原五丁目四一六	令和八年五月一日
かりん薬局	米子市淀江町今津一四八一六	〃
アイン薬局鳥取岩美店	岩美郡岩美町浦富七三五一七	〃